

容器包装リサイクル法の対象となる容器包装

対象容器包装	施行時期	具体的な容器包装の例
無色のガラス製容器	平成9年	無色の飲料びん, 薬びんなど
茶色のガラス製容器	〃	ビールびん, 栄養ドリンク剤のびんなど
その他の色のガラス製容器	〃	上記以外の色(緑色など)のびん
ペットボトル	〃	飲料, しょうゆ, みりん風調味料などのペットボトル
鋼製容器包装	〃	コーヒー, 食品缶詰などのスチール缶
アルミニウム製容器包装	〃	ビール, 炭酸飲料などのアルミ缶
飲料用紙製容器	〃	牛乳パックなどの紙パック(アルミ不使用のもの)
プラスチック製容器包装	平成12年	レジ袋, 弁当の容器, 食品トレイなど
その他の紙製容器包装	〃	紙袋, 紙箱, 包装紙, アルミ使用の液体用容器など
段ボール	〃	段ボール